

諮問番号：諮問第 46 号

答申番号：答申第 46 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（平成 29 年 3 月分の保護費に係るもの及び同年 4 月分の保護費に係るもの。以下、前者を「本件処分 1」、後者を「本件処分 2」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分 1 及び本件処分 2 の取消しを求める。その理由を要約すると次のとおり。

- (1) 本件処分 1 及び本件処分 2 は、法第 1 条、法第 3 条、法第 5 条、法第 8 条及び法第 56 条の条理に違反するものである。
- (2) 「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「告示」という。）は、入院患者日用品費の算定について、1 か月以上か 1 か月未満かということを問題にしている。

告示が、入院患者日用品費は 1 か月以上の入院の場合に算定するものとしている以上、1 か月の入院期間満了日以降の入院について算定されるべきであり、かつ、入院患者日用品費の算定される期間については、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 140 条の規定に照らし初日不算入として、同法第 141 条及び第 143 条の規定に照らし入院日の翌日である平成 29 年 3 月 2 日から 1 か月満了後の 4 月 2 日から退院日である 4 月 30 日までの間のみとすべきであり、これに反する国の通知等は民法を無視するものである。

福岡市保健福祉局総務部保護課の回答においても、「1 か月」の期間の算定は、法に特段の定めがないため、民法の一般的な期間計算の定めに従い、初日不算入と

して計算し、「入院日の翌月の応当日の満了」(例:ある月の5日に入院した場合は、翌月の5日の満了)をもって「1か月」となるとしており、この考え方により、入院患者日用品費が算定されるべき期間を決めるべきである。

- (3) 国の通知等には、月の中途(月の2日以降)の入院の場合に、翌月初日から入院患者日用品費を計上する取扱いが示されているが、月の初日の入院の場合の取扱いは示されていない。月の初日の入院の場合に、月の初日から入院患者日用品費を算定するとすれば、月の1日に入院するか月の2日に入院するかで取扱いが異なることとなるが、このことは、処分庁の恣意的な反対解釈に過ぎない。そして、処分庁は、民法を無視して作られた保護の実施要領だけを根拠に処分を行ったものであり、民法の規定を考慮すべきである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分1及び本件処分2が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)等に沿って適正に行われたかという点にあるので、以下判断する。

(1) 入院患者日用品費の算定について

ア 入院患者日用品費については、病院に「1箇月以上入院する者」について算定するとされている(告示別表第1第3章-1入院患者日用品費(2)ア)。

そして、入院患者日用品費をいつから算定するかに関し、「保護受給中の者が月の中途で入院し、入院患者日用品費を算定する場合(中略)は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。」とされるとともに(局長通知第7-2(3)エ)、「月の中途(月の2日以降)で入院した者である場合は、局第7の2の(3)のエによれば、入院患者日用品費は、入院日の属する月の翌月の初日から計上される」(「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下第3において「問答集」という。)問7-29)とされている。

このことからすれば、月の初日に入院した場合の入院患者日用品費の計上時期をいつとするかについて明示した通知はないといえるが、月の2日以降の入院について翌月初日から入院患者日用品費を計上すると明示されていることからすれば、少なくとも、月の初日の入院については、翌月初日から計上するものではないことが示されているものと解される。そして、月の初日の入院について、翌月以外の月からの算定をするとすれば、入院日の属する月の初日から算定すべきものと解するほかない。

以上のことから、月の初日の入院については、入院日の属する月の初日から入院患者日用品費を算定すべきと解されるので、そのような取扱いが違法又は不当とする審査請求人の主張は採用できない。

- イ 審査請求人は、平成29年3月の初日である同年3月1日から入院し、入院日の翌日である同年3月2日から起算して（民法第140条）1か月後の応当日である平成29年4月2日の前日である平成29年4月1日（民法第143条第2項）を超え同年4月30日まで入院しており、1か月以上入院しているので、入院患者日用品費が算定される場合にあたる（告示別表第1第3章－1入院患者日用品費（2）ア）。そして上記アのとおり、同年3月1日からこれが算定される。
- ウ なお審査請求人は、平成29年4月30日に退院しているが、同日まで入院患者日用品費が計上されている。

この点、「入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上する」との取扱いが示されており（局長通知第7－2（3）キ）、退院日である平成29年4月30日まで入院患者日用品費を計上した取扱いにも違法又は不当な点はない。

- エ 以上をまとめると、本件処分1では、入院日当日である平成29年3月1日から同年3月31日まで、本件処分2では、同年4月1日から退院日当日である同年4月30日まで入院患者日用品費を算定しているところ、上記ア～ウに照らし、本件処分1及び本件処分2に係る入院患者日用品費の算定及びその期間について違法又は不当な点はない。

（2）審査請求人の主張について

- ア 審査請求人は、入院患者日用品費が「病院又は診療所（中略）に1箇月以上入院する」場合に算定されることから、1か月未満の入院期間においては入院患者

日用品費が算定されず、入院期間が1か月以上に及んだ場合に当該1か月以上となった入院期間に限り入院患者日用品費が算定されると主張していると解される。そして、本件においては、入院期間算定の起算点となる日は民法第140条（初日不算入）の規定に基づき平成29年3月2日となり、同日から起算して1か月の期間は、民法第141条及び第143条第1項の規定に基づき同年4月1日の終了により満了するため、同年3月1日はそもそも「入院期間」ではなく、同年3月2日から同年4月1日までは「入院期間」ではあるが1か月未満の期間であるため入院患者日用品費は算定されず、同年4月2日以降退院日である同年4月30日までが1か月以上の部分の入院期間となるため入院患者日用品費が算定されると主張しているものと解される。

しかしながら、入院患者日用品費の算定については上記（1）で示したとおり、1か月以上入院した場合に入院した日（それが月の中途である場合は翌月の初日）から行われるものであり、審査請求人の主張は採用できない。

イ なお、審査請求人は、上記通知等の取扱い自体が民法に違反しており違法な取扱いであると主張している。しかしながら、審査請求の審理にあつては、法令の規定や通知に示された取扱いを前提として判断するほかない。また、実質的に考えても、入院期間が1か月以上となるか否かの算定自体は民法の規定に即して行っており、入院患者日用品費の算定の始期については、本来、実態に即して月の中途であっても入院日から計上すべきところ（問答集問7-13答）、諸般の事情により翌月初日から計上する取扱いについては被保護者に不利益があるものでもないので、上記通知等の取扱いが民法に違反しているなどとの評価はできず、審査請求人の主張は採用できない。

ウ また、審査請求人は、福岡市保健福祉局総務部保護課の回答をもとに主張を行っているが、当該回答は、入院期間が1か月以上となるか否かの算定自体を民法の規定に即して行っていることをいうにとどまり、1か月以上の入院となった場合に、いつから入院患者日用品費が計上されるかについて述べたものではない。

（3）以上を踏まえ、本件処分1及び本件処分2において決定された保護費の算定に誤りがないか確認する。

ア 本件処分1について

平成29年3月1日から同年3月31日までの間、入院患者日用品費が算定さ

れるものとして、最低生活費を生活扶助 38,250 円（入院患者日用品費 22,680 円、障害者加算 14,590 円及び冬季加算 980 円）と住宅扶助 28,100 円との合計 66,350 円と算定し、77,426 円を収入として認定（収入認定額については争いがない。）して保護費を算定したことに誤りはない。

イ 本件処分 2 について

平成 29 年 4 月 1 日から同年 4 月 30 日までの間、入院患者日用品費が算定されるものとして、最低生活費を生活扶助 38,250 円（入院患者日用品費 22,680 円及び障害者加算 14,590 円）と住宅扶助 28,000 円との合計 65,270 円と算定し、77,426 円を収入として認定（収入認定額については争いがない。）して保護費を算定したことに誤りはない。

(4) そのほか、本件処分 1 及び本件処分 2 に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 29 年 12 月 15 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、平成 30 年 1 月 23 日の審査会にて調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、「入院患者日用品費は 1 か月以上の入院期間満了日以降の入院について算定されるべきであり、かつ、入院患者日用品費の算定される期間については、民法の規定に照らし入院日の翌日である平成 29 年 3 月 2 日から 1 か月満了後の 4 月 2 日から退院日である 4 月 30 日までの間のみとすべきである。」等を理由として、本件処分の取消しを求める主張をしている。

本件審査請求の争点は、本件処分 1 及び本件処分 2 が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている局長通知等に沿って適正に行われたかという点にあるので、以下判断する。

入院患者日用品については、病院に「1 箇月以上入院する者」について算定するとさ

れている（告示別表第1第3章－1入院患者日用品費（2）ア）。そして入院患者日用品費をいつから算定するかに関し、「保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合（中略）は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。」（局長通知第7－2（3）エ）とされるとともに、「月の中途（月の2日以降）で入院した者である場合は、局第7の2の（3）のエによれば、入院患者日用品費は、入院日の属する月の翌月の初日から計上される」（「生活保護手帳別冊問答集2016」（平成28年、中央法規出版株式会社。以下第5において「問答集」という。）¹192頁問7－29）とされている。

よって、月の初日の入院については、入院日の属する月の初日から入院患者日用品費を算定すべきと解されるので、そのような扱いが違法又は不当とする審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人は平成29年3月の初日である同年3月1日から入院し、入院日の翌日である同年3月2日から起算して（民法第140条）1か月後の応当日である平成29年4月2日の前日である平成29年4月1日（民法第143条第2項）を超え同年4月30日まで入院しており、その入院期間は1か月以上である。したがって、入院患者日用品費が算定される場合にあたり（告示別表第1第3章－1入院患者日用品費（2）ア）、同年3月1日からこれが算定されることとなる。

なお、審査請求人は、平成29年4月30日に退院しており、同日まで入院患者日用品費が計上されているが、このことは、「入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上する」との取扱いが示されており（局長通知第7－2（3）キ）、退院日である平成29年4月30日まで入院患者日用品費を計上した取扱いにも違法又は不当な点はない。

以上のことから、本件処分1及び本件処分2に係る入院患者日用品費の算定及びその期間について違法又は不当な点はない。

その他の審査請求人の主張についても採用できるものはなく、本件処分1及び本件処分2において決定された保護費の算定にも誤りはない。

また、そのほか、本件処分1及び本件処分2に影響を与える事情もないので、本件処

¹平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」を基に、各問答における生活保護関係法令及び通知等への参照を明示し、保護の実施要領関係、医療扶助運営要領関係として収載したもの。

分に違法又は不当な点はない。

以上のことから、本件審査請求は理由がないというべきである。

福岡県行政不服審査会第2部会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子